

株式会社 てとと
短期入所サービス利用契約書

_____ (下「利用者」といいます。)と株式会社てとと(以下「事業者」といいます。)は、利用者が事業者から提供される障害者自立支援法に基づく短期入所（以下「短期入所サービス」といいます。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、施設が利用者に対し、短期的な施設利用を提供して日常生活上の援助、日中活動支援等を行うことを目的として、障害者自立支援法に規定される「短期入所事業」のサービスについて定めます。

(短期入所サービスの内容)

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の短期入所サービスを提供します。

- 2 短期入所サービスの提供は、施設の生活支援員、作業指導員、介助員、看護職員等の従業者が当たります。
- 3 事業者は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者の障害程度に応じて、利用者に短期入所サービスを提供します。
- 4 事業者は、日常生活上の援助や日中活動支援に当たっては、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- 5 事業者は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時間に食事を提供します。
- 6 事業者は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、契約締結日から介護給付費支給期間満了日までとし、利用者から契約解除の意思表示がない場合は、自動更新されるものとします。ただし第9条の規定により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

第2章 事業者の義務

(相談及び援助)

第4条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(健康管理)

第5条 事業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(守秘義務)

第6条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を持する義務を負います。

2 事業者は、従事者が退職後、正当な事由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

第3章 利用料金

(利用料金)

第7条 利用者は、サービスの対価として伊丹市が定める定率負担額ならびに生活にかかわる費用のうち実費負担として、食費及び光熱水費の合計金額を事業者に支払うものとします。ただし、障害者自立支援法に基づく介護給付費等については、利用者に代わり伊丹市より代理受領します。

2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できます。

3 事業者は、短期入所サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払方法等)

第8条 利用者は、短期入所サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計金額を、月ごとに支払います。

2 事業者は、当月の利用料金合計額に請求書を、翌月10日までに利用者に送付します。

3 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月20日までに支払いします。

4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。

ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

第4章 契約の終了

(契約の終了)

第9条 利用者は、30日以上予告期間において文書で事業者に通知する事によりこの契

約を解約する事が出来ます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は文書で通知する事により直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30 日以上の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することが出来ます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

- (1) 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに契約期間以内に退院できる見込みがない場合、
- (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。
- (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合
- (4) 利用者が死亡した場合。

第5章 損害賠償

(損害賠償)

第 10 条 事業者は、短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、短期入所サービスを提供する上で、この契約の条項に違反し、又は事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第 11 条 事業者は、利用者に対する短期入所サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後、5 年間保存します。

第6章 その他

(苦情解決)

第 12 条 利用者又はその家族は、事業者が提供した短期入所サービスに関する苦情がある場合はいつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口にて苦情を申し立てることが出来ます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立てした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

(法定代理人)

第 13 条 事業者は、利用者に対し、法定代理人を求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者に法定代理人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、身元引受人を求めることとします。

2 法定代理人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。

3 法定代理人は、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者協力する事。

(2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先確保に努めること。

(3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置。(家族及び身元引受人)

(協議事項)

第 14 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、入居者又は法定代理人および身元引受人と事業者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

入 居 者 住 所_____

氏 名_____ 印

法定代理人 住 所_____

() 氏 名_____ 印

身元引受人 住 所_____

氏 名_____印

事 業 者 所在地

名 称

代表者 _____ 印